

令和 7 年 2 月 1 8 日

ガス小売事業の変更登録について

中部経済産業局長から、株式会社リビック富山（法人番号 2230001003530）によるガス小売事業の変更登録について、ガス事業法第 1 7 7 条の規定に基づき委員会に対して意見聴取があり、当委員会として検討を行ったところ、登録拒否事由に該当する事実は認められませんでしたので、変更登録することに異存はない旨の意見を、別紙のとおり中部経済産業局長に回答いたしました。

<別紙>

経済産業省

20250129 北陸第 1 号
令和 7 年 2 月 1 8 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について（回答）

令和 7 年 1 月 2 8 日付け 20250114 北陸第 9 号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の変更登録について、変更登録することに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たって、下記の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付の書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別添)

(ガス小売事業者)

・株式会社リビック富山
(登録番号：F0023)

法人番号 2230001003530